

京都市消費生活基本計画

(平成 20 年 3 月末現在)

< 新規・充実 > 取組項目

平成 18・19 年度 実施済(完了)

項 目 数

80
(18)

(ア+イ+ウ)

[平成 19 年度取組項目]

	合 計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)	未着手
新規項目	22 (3)	18 (2)	1 (0)	3 (1)
うち重点項目	19 (2)	18 (2)	1 (0)	0
その他	3 (1)	0	0	3 (1)
充実項目	22 (3)	11 (2)	2 (1)	9 (0)
うち重点項目	10 (2)	10 (2)	0	0
その他	12 (1)	1 (0)	2 (1)	9 (0)
合計	44 (6)	29 (ア)	3 (1)	12 (1)
うち重点項目	29 (4)	28 (4)	1 (0)	0
その他	15 (2)	1 (0)	2 (1)	12 (1)

(平成 19 年度の推進状況)

[平成 18 年度着手項目]

(実施済を除く)

	合計	実施済 (完了)	着 手 (推進中)
項目数	33 (8)	23 (イ)	10 (2)

平成 18 年度 実施済(完了)

実施済 28 (8)
(ウ)

* 本文中の推進状況は、等の丸囲みの数字は年度を示す。

* 担当課等については、平成 20 年 4 月 1 日付け組織改正後の名称である。

基本方針 1 安心・安全な消費生活環境の整備 項目数11

(1) 安全の確保

ア 食品の安全の確保

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。				ホームページでの各種危害情報の掲載開始 事例なし (参考) 事例なし	文化市民局 市民総合相談課
○			3 「京(みやこ)・食の安全衛生管理認証制度」の創設 (社)京都市食品衛生協会を実施機関として、市内飲食店及び食品製造施設に対して自主衛生管理の認証を行い、市内の食品関係施設の食品衛生水準の向上を図る。				平成 18 年 10 月 認証申請受付を開始 認証施設数 7 施設 〔平成 19 年 1 月 酒類製造業 3 施設 平成 19 年 2 月 飲食店等 4 施設〕 (参考) 認証施設数 10 施設 累計 17 施設	保健福祉局 生活衛生課

イ ものの安全の確保

	○		2 緊急時の事業者による危害情報提供への協力 (再掲) 市民総合相談課(市民生活センター)ホームページにおいて、危害情報を積極的に提供する。				ホームページでの各種危害情報の掲載開始 掲載 13 件 ・浴室暖房乾燥機に関する注意喚起 ・半密閉式ガス瞬間湯沸器に関する注意喚起 ・シュレッダーに関する注意喚起 ほか	文化市民局 市民総合相談課
			(参考) 掲載内容 衣類乾燥機に関する注意喚起, 食器洗い乾燥機に関する注意喚起, 温水洗浄便座に関する注意喚起, レンジ・冷蔵庫・衣類乾燥機に関する注意喚起, 古い扇風機についてお知らせとお願い					

ウ 建物の安全の確保

○	1 建物の耐震対策の促進					
	・木造住宅耐震診断士派遣事業 派遣件数の増 ・京町家の耐震対策の推進 新たに、京町家の耐震診断手法を整備し、京町家の耐震診断・耐震改修の推進を図る。				・木造住宅耐震診断士派遣事業 当初実施予定件数増 150 件 200 件 * 実績数は 199 件, 167 件 (参考) 174 件 ・京町家の耐震対策の推進 京町家に適した耐震診断手法の調査 京町家に適した耐震診断手法の整備, 検討	都市計画局 建築指導課
	・京町家耐震診断士派遣事業の創設 京町家の耐震化を積極的に支援することにより、京都の貴重な歴史的資産である京町家を将来にわたって良好に保全、再生していくために、「京町家向け耐震診断手法」に習熟した「京町家耐震診断士」を育成し、京町家の所有者の希望に応じて派遣を行う。				【 新設】 ・平成 19 年 6 月に京町家耐震診断士養成講座を開催し、52 名の診断士が登録。 ・平成 19 年 9 月に派遣事業開始。 助成実績 48 件	都市計画局 建築指導課
	・京町家等耐震改修助成事業 本市の貴重な景観資源である京町家に代表される伝統的、歴史的な建築物を将来にわたって良好に保全、再生していくため、住宅として利用されている京町家等の耐震改修費用を助成する。				【 新設】 - 平成 19 年 9 月開始 助成実績 1 件	都市計画局 住宅政策課
○	・分譲マンション耐震診断助成事業 現行の耐震基準(いわゆる「新耐震基準」)の施行(昭和 56 年 6 月 1 日)より前に着工された分譲マンションの耐震化を促進するために、耐震診断に要する費用の一部について、補助を行う。				【 新設】 - 平成 19 年 9 月開始 助成実績 1 件	都市計画局 建築指導課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			2 アスベスト対策の実施 ・吹付けアスベスト除去等助成事業 多数の者が共同で常時利用する部分に吹付けアスベストを使用している民間建築物について、市民の健康被害を予防するため、所有者等が行うアスベスト対策工事等(分析調査及びアスベスト除去等)に対し、助成を行う。				【 新設】 平成 19 年 6 月開始 助成実績 5 件 ・ 除却工事補助 3 件 ・ 分析調査補助 2 件	都市計画局 建築指導課
○			8 分譲マンション建て替え・大規模修繕アドバイザー派遣制度 優良な住宅ストックへの更新を促し、良好な景観形成の促進に寄与することを目指して、建て替えや大規模修繕を行おうとするマンションの管理組合に対して、その初期段階(工事着手の意思決定まで)の進め方についての助言を行う専門家(アドバイザー)の派遣を行う。				【 新設】 平成 19 年 7 月開始 派遣実績:7 マンションに計 23 回	都市計画局 住宅政策課

(2) 適切な商品選択が行える環境の確保

ア 商品・サービスに関する情報の適正化の推進

○			9 京もの履歴表示の促進 京都の伝統産業製品に関する「京もの」としての正確な情報を消費者に提供し、他産地製品や海外製品との違いを明確にするため、生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合等の取組を支援する。				生産履歴管理の仕組みを構築しようとする生産者組合と実施に向けて協議し、生産者組合では、公開情報の内容、検査の仕組み等について検討した。 京鹿の子絞り等の京もの履歴システムが完成するなど、生産履歴管理の仕組み(トレーサビリティシステム)を構築しようとする意欲のある生産者組合等の取組を支援した。 (終了) * 運用開始は、システムへのデータ登録等、生産者組合の状況に拠る。	産業観光局 伝統産業課
---	--	--	---	--	--	--	--	----------------

イ 生活必需品の安定的かつ円滑な供給の確保に向けた取組の推進

○		4 街のお風呂屋さんサポート事業 近年、自家風呂の普及や後継者不足などにより、利用者、銭湯ともに減少の一途をたどっているため、銭湯を確保することを目的とし、京都府公衆浴場業生活衛生同業組合と共催で、利用者拡大のための事業を実施する。				【 新設】 1 利用者拡大事業の啓発ポスターを掲示 平成 19 年 5 月、6 月、9 月、12 月、3 月 掲示場所：市バス、地下鉄、公衆浴場、区役所等 2 銭湯にまつわる川柳募集 平成 19 年 6 月 川柳の募集(1,325 句応募) 8 月 表彰式開催(12 句受賞)	保健福祉局 生活衛生課
		(参考) 平成 20 年度も、同趣旨のサポート事業を推進中 (5 月実施済、10 月実施予定)					

基本方針 2 消費者被害の救済 項目数 8

(1) 消費生活相談・被害の救済 (該当項目なし)

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担 当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		1 消費生活専門相談員による助言及びあっせん 消費生活専門相談員が複雑多様化する消費社会の仕組み等を迅速に把握し、相談者に対して適正な助言及びあっせんを行えるよう、各種研修会への参加等そのスキルアップを図るとともに、講座会場等における出張相談の開催などによる PR を兼ねた相談機会の拡大を図る。				・相談員のスキルアップのための研修参加 7 人 9 人 ・出張相談 平成 19 年 3 月に近畿経済産業局及び京都府と合同で開催する学生向けのマルチ被害に関するセミナー会場に出張相談コーナーを開設した。 ・相談員のスキルアップのための研修参加 7 人(8 回) ・出張相談 被害救済のための消費生活相談を広く周知することを目的として、消費生活講座「南区くらしのなっとくゼミナール」に併せ個別相談会を実施した。 日時:11 月 27 日(火)13 時 30 分～15 時 30 分 会場:南区役所会議室(健康増進センター内) 内容:(1)消費生活専門相談員が悪質商法の手口とその対処法を説明 (2)講座終了後、希望者が相談できるよう、相談ブースを設置し、相談員 2 名を配置 参加者:15 人(個別相談の希望者は無し) なお、今後、出前講座等で活用できるよう、本事業の実施に際し、プレゼンテーションソフトで資料を作成した。(参照 3 - (1) - ア - 5)	文化市民局 市民総合相談課
	○		2 消費生活審議会の調停制度の活用 消費生活審議会(苦情処理部会)に対し、あっせんが不調に終わった事例等の報告を行うことなどにより、調停制度の活性化を図る。				・「京都市消費生活審議会による調停マニュアル」改正 (参考) 該当案件なし	文化市民局 市民総合相談課

○	6 事業者に対する指導等の強化 消費者被害の救済を推進するため、事業者への不適正な取引行為に関する指導を強化する。		更なる指導の強化に向け、「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 同要領改正	文化市民局 市民総合相談課
			・ 指導件数 9 件 8 件 4 件	
○	8 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 悪質な事業者への対応強化や迅速な被害救済を図るため、悪質な事業者対策等に関する京都府との連携策の協議や、京都府警と共同した被害相談者対応など、更なる連携強化を図る。		・ 合同事例研究会 6 回出席(京都弁護士会主催) ・ ヤミ金対策連絡協議会 3 回出席(京都弁護士会主催) ・ その他 平成 19 年 3 月に近畿経済産業局及び京都府と合同で学生向けのマルチ被害に関するセミナーを開催し、消費生活専門相談員による出張相談コーナーを開設した。 ・ 合同事例研究会 6 回出席(京都弁護士会主催) ・ 苦情処理研究会 6 回出席(京都府主催) ・ ヤミ金対策連絡協議会 3 回出席(京都弁護士会主催) ・ 京都府多重債務問題関係機関対策協議会(京都府が事務局)が 10 月に設置され、本市も参画。 構成団体: 京都府、本市のほか、京都府警察、京都弁護士会など、19 の機関・団体等	文化市民局 市民総合相談課
○	10 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 平成 19 年 6 月 7 日から導入される消費者団体訴訟制度について、適格消費者団体に対する消費生活相談情報の提供等の支援策を検討する。		京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議(平成 18 年 11 月 2 日開催)において、学識経験者による消費者団体訴訟に関する講演を実施した。 国のガイドライン等を参考に情報提供等、支援についての具体策を検討した。 ・ 消費者契約法施行規則第 31 条第 1 項第 2 号に基づき、適格消費者団体が行う差し止め請求権の行使に必要な消費生活相談情報を同団体の請求に基づき提供することとした。	文化市民局 市民総合相談課
	同制度の市民周知 (1)市民啓発 ・ マイシティライフ 195 号(12 月 1 日発行) ・ 京・くらしの安心安全情報第 15 号(12 月中旬) (2)団体が行う周知活動の支援 ・ 消費生活講座「くらしのなっとくゼミナール」(9 月 26 日、12 月 18 日)において、専門家を講師に招き、制度を分かりやすく解説した。			

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			12 多重債務者対策の実施 平成 19 年 4 月に国の多重債務者対策本部がとりまとめた「多重債務問題改善プログラム」の具体的な取組として、同年 8 月、多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機とするべく、12 月 10 日から 16 日までの 1 週間を「全国一斉多重債務者相談ウィーク」とすることが同本部により決定された。これを受けて、12 月を目標に相談態勢の充実等を図る。 相談窓口の周知 ・相談ダイヤル 256 - 3160 (さいむゼロ) の設置 ・多重債務相談啓発パンフレット 10,000 部 ほか				【 新設】 ・消費生活専門相談員による多重債務相談体制の整備 詳細な聞き取り、債務整理方法等に関する情報提供、弁護士等専門相談窓口への確実な取継ができる相談体制の充実を 12 月から実施した。(実施に備えた研修を 10 月～11 月に 6 回開催) ・庁内会議の設置(多重債務問題対策専門委員会) 消費生活行政推進会議に多重債務者対策に係る専門委員会を立ち上げ、10 月に第 1 回会議を開催した。(参照: 2 - (2) - イ - 1) ・関係機関との連携 京都府多重債務問題関係機関対策協議会(京都府が事務局)が 10 月に設置され、本市も参画し連携を図っている。(参照: 2 - (1) - 8)	文化市民局 市民総合相談課

(2) 消費生活相談に関連する各種専門相談の充実

ア 各種相談事業の推進 (該当項目なし)

イ 関係機関・団体等との連携の強化

○			1 本市の相談窓口のネットワーク化の推進 庁内連絡会議の開催等により、各相談窓口との協議や情報交換を推進し、連携して相談に当る。				平成 18 年 10 月、第 1 回庁内連絡会議を開催した。多重債務問題に関して、適切な対応を図るため、多重債務問題対策専門委員会を開催し、情報交換、問題の把握等に努めた。 開催: 10 月, 12 月	文化市民局 市民総合相談課
---	--	--	--	--	--	--	---	------------------

○	3 日本司法支援センター京都地方事務所との連携 日本司法支援センター京都地方事務所(法テラス京都)と十分な連携を図り、消費者被害の迅速かつ的確な救済をする。				平成18年9月13日、日本司法支援センター第1回京都協議会に出席、関係団体等で連携について協議した。なお、同センターは平成18年10月2日からの業務を開始した。消費者被害に迅速に対応するため、適宜、情報交換を行うなど、連携を図っている。 ・センター開設の周知に協力 平成18年10月、本庁舎、北庁舎に日本司法支援センター用の配架棚設置を依頼、各区役所・支所には、窓口にてリーフレット等の配布を依頼し、実施した。	文化市民局 市民総合相談課
---	---	--	--	--	---	------------------

基本方針3 消費者被害の未然防止・拡大防止のための実効性の確保

項目数15

(1) 消費者被害の未然防止、拡大防止

ア 消費者被害に関する情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済	着 手 中 (完了)	未 着 手		
	○		2 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 消費生活相談に寄せられる苦情や消費者被害に関する統計情報をより迅速に提供することにより、消費者被害の未然防止、拡大防止を図る。				- 平成18年10月、ホームページのリニューアル - 統計情報に加え、悪質商法やその対処法に関する情報等をまとめた「京・くらしの安心安全情報」を毎月発行 6か月に1回 毎月(10月以降計6回)	文化市民局 市民総合相談課

(参考)

- ・生活用品に関する重大な事故の報道の増加により、製品の安全性についての世間の関心が集まっていることから、毎月発行している「京・くらしの安心安全情報」で、製品事故に関する情報を積極的に掲載。
- ・6月から、特定商取引法違反の行政処分及び消費生活用製品の重大製品事故に係る公表についてホームページに掲載

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		3 他都市との広域情報交換及び全国消費生活ネットワークの活用による被害情報の迅速、的確な把握 現在実施している近畿圏各都市との情報交換会議(近畿相談担当者連絡会議 年2回開催)に加えて、指定都市4市による事業者対策会議の開催などにより、広域的・統一的な対策を講じられる環境を整備する。				平成 19 年 4 月、京阪神堺四都市事業者指導担当者連絡会を開催し、各都市の事業者指導基準等について情報の共有化を図った。	文化市民局 市民総合相談課
	○		4 緊急時の事業者による危害情報提供への協力(再掲)				参照 1 - (1) - ア - 2, 1 - (1) - イ - 2	
	○		5 「出前講座」の充実 各会議・会合等、様々な機会をとらえ広く悪質商法に関する講座等を行うとともに、消費者リーダーの育成や地域における見守り活動の支援等のための講座等、市民・消費者の特性に応じたテーマに基づき内容の充実を図る。 (実績) ア 受講者の様々なニーズに対応するため、グループディスカッションやロールプレイを取り入れたケーススタディ等、新たな手法を用いて実施。(左京区地域包括支援センター研修会:12 月 10 日) イ 野外ブースにおける効果的な市民啓発の手法を検討し、クイズ・アンケートの作成や来場者誘導のための寸劇を実施した。(11 月 17 日開催の西京区民ふれあいまつり会場の幕間に上演) ウ 啓発冊子類の使用に加え、プレゼンテーションソフトを用いた教材を作成し、活用(消費生活講座「南区くらしのなっとくゼミナール」:11 月 27 日)				・地域・各団体への積極的な働きかけ 高齢者等を見守る立場の方の利用促進に向け、各地域包括支援センター、老人福祉員等への働きかけを実施した。 (参照 3 - (1) - イ - 3) ・講座内容の充実 受講者の反応等をもとに、対象者別の実施方法等を検討し、講座内容の充実を図るため、消費生活相談員、啓発担当者による検討会を適宜開催し、パソコン、プロジェクター設備のある会場で使用するプレゼンテーションソフトを用いた資料づくりや、講座に寸劇を導入するなどの工夫を行った。 (実績:左欄参照) (参照 2 - (1) - 1, 4 - (1) - 7)	文化市民局 市民総合相談課

○	6 くらしのみはりたい事業の実施 消費者被害の未然防止・拡大防止を図ることを目的とし、地域社会の高齢者等を見守り、消費者被害情報等について通報する「くらしのみはりたい」を創設する。			消費生活相談において相談割合が高い高齢者に対して、日常生活の中で目配り、気配り等の身近な見守りを行い、万一、高齢者が被害にあった場合には、市民総合相談課への相談を奨励する「くらしのみはりたい」の募集を平成 19 年 6 月から開始した。 (登録者への活動支援の内容) ・「くらしのみはりたい」ステッカーを配付(玄関等への掲示用) ・市民総合相談課から、電子メール等により最新の消費生活情報(「京(みやこ)・くらしの安心安全情報」等)を提供 登録者の募集は、市民しんぶん等により周知したほか、冊子や出前講座等において周知を行った。 (3 月末現在登録者数:513 名)	文化市民局 市民総合相談課
---	---	--	--	--	------------------

イ 関係機関・団体等との連携の強化

○	1 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)			参照 2 - (1) - 8	
○	2 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施 大学の学生生活支援担当部署、大学コンソーシアム京都等へ消費生活に関する情報を提供する。 また、新たに電子メールによる提供を推進する。			大学の学生生活支援担当部署、大学コンソーシアム京都に対し、FAX により情報提供を行うとともに、10 月からは、希望する大学には電子メールによる情報提供を行っている。(電子メールは上記 9 回のうち 4 回目から) 情報提供 9 回 (参考) 引き続き、毎月 1 回を基本に情報提供。	文化市民局 市民総合相談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		3 関係機関・団体等との連携による高齢者・障害者等への情報提供の推進 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」(事務局 保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)を通じ、判断能力の低下が危惧される高齢者、障害者等の消費者トラブルに関する情報提供を行っている。 から第 1 部会の検討項目として「安心・安全な消費生活環境を整備するための取組」を設けており、今後さらに積極的に情報を提供していく。				「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」 総会出席 1 回 (消費生活基本計画素案,平成 17 年度消費生活相談等について,情報提供及び意見交換) ネットワークをもとに,高齢者等を見守る立場の方の出前講座の利用促進に向け,市民総合相談課から,直接,各地域包括支援センター等に働きかけを開始しており,その働きかけを通じて,講座開催のほか,積極的に連携し,情報提供を推進している。	文化市民局 市民総合相談課
	○		4 消費者団体,事業者団体との連携による情報提供の実施 消費者団体,事業者団体と積極的に連携し,消費者被害の未然防止・拡大防止のための情報提供を行う。				・平成 18 年 10 月,消費者団体懇談会,事業者団体懇談会を立ち上げ 11 月 2 日に合同会議を開催。 ・消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布。 ・京都市消費者団体懇談会を開催(5 月,3 月) 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座の共催実施等について協議 (参照 4 - (2) - エ - 2) ・生命保険協会懇談会に出席(10 月) ・損害保険協会との懇談会を開催(11 月) ・引き続き,消費者団体等に「京・くらしの安心安全情報」を配布。	文化市民局 市民総合相談課
○			5 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 (再掲)				参照 2 - (1) - 10	

ウ 地域等におけるネットワークの活用

	○	2 高齢者福祉関係者等への被害防止ハンドブックの配布及び研修の充実 認知症の方や精神に障害を持つ方など、消費生活上必要な知識や判断の能力が十分でない方の消費者被害を防止するため、高齢者向けの「悪質商法撃退ハンドブック」を配布し、研修を実施する。			高齢者向け「悪質商法撃退ハンドブック」を出前講座等で活用(配布)するとともに、希望団体等へ配布した。 印刷部数 計 34,000 部 ^(注) 配布部数 27,400 部 ^(注) 当初印刷部数 25,000 部に加え、18 年 6 月に 9,000 部を増刷。 各地域包括支援センター等へ出前講座の働きかけを開始した。(参照 3-(1)-ア-5) 社会福祉士、ケアマネージャー、ヘルパー等を主な対象者とした出前講座の実施回数:20 回	文化市民局 市民総合相談課
	○	3 地域福祉権利擁護事業の推進 京都市社会福祉協議会では、本市の補助を受け、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者など判断能力が不十分なため福祉サービスを十分に利用できない方に対して、福祉サービスの利用手続や日常的な金銭管理などを援助する制度として、同事業を実施しているが、契約件数の増加に伴い、補助額の増額等を行う。			・ 契約件数 281 件 ・ 補助額(決算) 36,401 千円 43,823 千円 ・ 契約件数の増加に対応し、事業の更なる充実を図るため、基幹的社協の増設を検討している。 事業の更なる充実を図るため、全ての区に基幹的社協を設置した。 ・ 契約件数 321 件	保健福祉局 地域福祉課

(2) 事業者の不適正な取引行為の防止

	○	1 事業者に対する指導、勧告及び事業者名等の公表 条例改正に伴い、指導等の実施マニュアルを改定する。また、京都府とも悪質な事業者対策に関する連携策を協議し、その実効性の向上を図る。			・ 「不適正な取引行為を行う事業者に対する指導、勧告及び公表に関する実施要領」の改正作業を行った。 ・ 事業者対策に関する連携策について京都府と協議。 上記要領改正 ・ 事業者指導件数 9 件 8 件 4 件	文化市民局 市民総合相談課
	○	2 京都府、京都府警察、京都弁護士会をはじめとした関係機関等との連携強化 (再掲)			参照 2-(1)-8	
○		6 消費者団体訴訟制度への支援策の検討 (再掲)			参照 2-(1)-10	

基本方針 4 消費者の自立支援 項目数 24

(1) 様々な機会を通じた情報提供の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		3 「保健所ニュース」等による消費生活に関する情報提供の推進 食についての啓発など、消費生活に関する情報提供の推進 や、各種教室事業を実施する。 家庭内での製品事故の防止や事故防止のための商品の紹介等を掲載した「子どもの事故実践防止マニュアル」を配布するなど、消費生活に関する情報の提供を充実させる。				・保健所等における各種教室事業等での啓発 ・保健所ニュース等での啓発 ・子どもの事故防止実践マニュアルの配布(平成 18 年 6 月～) (参考) ・保健所等における各種教室事業等での啓発 ・保健所ニュース等での啓発 ・子どもの事故防止実践マニュアルの配布	保健福祉局 保健医療課
	○		4 環境に関する様々な冊子類の発行 「グリーン購入促進事業における会報誌」ほか、ごみ減量やリサイクルを促進するための冊子類の発行を充実させる。				「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成・配布(平成 18 年 9 月) 発生抑制・再使用など上流対策によるごみ減量やリサイクルを促進するため、「京(みやこ)のごみ減量事典」を作成し、京都市内全戸に配布した。 (参考) 市民しんぶん 平成 20 年 3 月号の折込ちらしとして昨年度からの変更点等を掲載し、全戸に配布。	環境局 循環企画課
	○		7 関係機関・団体との連携による啓発キャンペーンの実施 京都府、京都府警察、消費者団体等と連携し、啓発キャンペーンを実施し、被害の未然防止を図る。				11 月 17 日に西京区民ふれあいまつりの野外ブースに、市民総合相談課から「悪質商法とその対処法」をテーマとして出展し、西京区生活安全推進協議会と連携して消費者啓発キャンペーンを実施した。 (参考:生活安全推進協議会の取組事例) 参照 4-(2)-ア-1の 囲み欄(参考取組)	文化市民局 市民総合相談課
	○		8 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 (再掲)					

(2) 消費者教育・啓発の充実

ア 様々な学習機会の拡充

○	1 消費生活に関する講座や教室の充実 消費生活に関する情報を提供するとともに、市民の消費生活に対する理解を深め、意識の高揚を図るため、消費生活に関する講座を充実する。 「消費生活講座」を「くらしのなっとくゼミナール」と名付け、開催回数の増加を図る。		・「くらしのなっとくゼミナール」を年 4 回開催する。 1 回 参加者 55 人 4 回 145 人 第 1 回 5/29 テーマ「欠陥住宅・悪質商法」(参加者 38 人) 第 2 回 8/8 テーマ「インターネット,リサイクル(夏休み親子教室)」(参加者 33 人) 第 3 回 11/29 テーマ「食品表示」(参加者 44 人) 第 4 回 3/1 テーマ「ファイナンシャルプラン,生命保険」(参加者 30 人)	文化市民局 市民総合相談課
			(参考) ・「くらしのなっとくゼミナール」を年 5 回開催 第 1 回 9/26 テーマ「契約・悪質商法」,「消費者団体訴訟制度」(参加者:24 人) 第 2 回 10/16 テーマ「現代の食生活」,「食品表示」(参加者:45 人) 第 3 回 11/9 テーマ「環境に配慮した生活」,「環境家計簿」(参加者:46 人) 第 4 回 12/4 テーマ「ネット社会の落とし穴」,「製品の安全と取扱方法」(参加者:52 名) 第 5 回 12/18 テーマ「悪質商法とその対処法」,「消費者団体訴訟制度」(参加者:43 名)	
	(参考取組) キッズタウン in 東山の開催 区内の児童が遊びを通じ職業体験や購買・消費行動などの社会体験をすることにより、自ら考え、行動できる主体性や創造力の向上を目的に開催する。		平成 20 年 3 月 22 日(土)開催 場所:東山区総合庁舎,対象:区内小学生 主催:東山区生活安全推進協議会	東山区役所 まちづくり推進課
○	4 計量に関する学習事業の推進 新規事業として、「夏休み親子計量教室」を実施する。		平成 18 年 8 月,小学生 5・6 年生とその保護者を対象に,計量に関する学習の場として,親子教室を開催した。(親子 12 組応募「計量検査所見学,棒はかりの作成等」) (参考) 第 2 回計量教室(実施日 8 月 20 日,参加者 6 組)	産業観光局 計量検査所

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			11 ウェストスリムクラブの実施 食事バランスガイドの学習や運動等を繰り返し体験することにより健康づくりの意識の向上や生活習慣の改善を促し、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)の予防を図る。				【 新設】 保健所・支所において1コース(7回)で開催した。 14 コース(98 回)受講者 992 人	保健福祉局 保健医療課
○			12 食育推進コンテストの開催 朝食を欠食する市民の割合を減少させ、望ましい食生活の習慣の形成を図ることを目指し、朝ごはんをテーマにしたコンテスト(わくわくこんだてじまん)を実施する。				【 新設】 食育コンテスト「わくわくこんだてじまん(朝ごはん)」募集 ピラ 4,000 部を配布し、24 作品の応募があった。審査の結果、市長賞1名、優秀賞 4 名、入選 4 名を「京(みやこ)・食のフォーラム2007」で表彰した。 「献立レシピ集」冊子を 3,000 部作成。	保健福祉局 保健医療課

イ 学校における消費者教育の推進

○			2 消費生活に関する中学生向けの冊子の作成・配布 中学生の消費者被害を未然に防止し、将来の様々な消費者トラブルへの備えとして消費者に必要なバランス感覚を養うための消費者教育の推進に向け、中学生向けの冊子を作成し、市内中学校に配布する。				・ 中学生向け消費者教育冊子「あなたはだいじょうぶ?! (中学生編)」 47,000 部発行(に配布) 京都市総合教育センターの指導主事(社会科, 家庭科)と学校現場の教員に監修を依頼, 内容について協議し, 作成した。 (参考) ・ 全学年分を各校に配布 ・ 利用状況アンケート調査の検討(実施予定) ・ 20,000 部増刷(新中 1 生に配布用)	文化市民局 市民総合相談課
---	--	--	--	--	--	--	---	------------------

○		4 「スチューデントシティ・ファイナンスパーク」の開設 - 小学生を対象とした「スチューデントシティ」 銀行、商店、新聞社、区役所等からなる「街」を再現し、消費者役と会社員役、それぞれの立場での役割を体験し、社会や経済の仕組み、社会と自分との関わりを理解する。 - 中学生を対象とした「ファイナンスパーク」 「街」で、税金・保険をはじめ食費や光熱水費、教育費等の試算、商品やサービスの購入・契約などを体験し、社会に溢れる情報を適切に活用する力や生活設計能力などを育成する。		平成 19 年 1 月元滋野中学校に開設 モデル・試行実施を行い、小中学校合わせて、46 校 約 3,000 名が体験学習を実施。 (参考) スチューデントシティ 試行実施 小学校 101 校 ファイナンスパーク 試行実施 中学校 25 校 合わせて約 8,700 名が体験学習を実施	教育委員会 京都まなびの街 生き方探究館
	○	6 「出前講座」の充実 (再掲)		参照 3 - (1) - ア - 5	
	○	8 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施 (再掲)		参照 3 - (1) - イ - 2	
○		10 食育指針の策定 食育基本法の趣旨に則り、学校における魅力ある食育の推進を図るため、京都市全体の食育推進方針を踏まえ、学校給食を通じた食育の指針を策定する。		「京(みやこ)・食育推進プラン」の基本方針を踏まえ、同プラン中に学校給食を通じた食育の推進を盛り込み、その目標を達成するために給食を通じて取り組む項目として、地産地消(知産知消)の推進、伝統的な食文化への関心と理解、日本型食生活の普及を図ることとした。	教育委員会 体育健康教育室
○		11 食育事例集の作成 食育に関するこれまでの実践の中から、優れた指導案を事例集としてまとめ、全校の食育の一層の充実を図る。		「京(みやこ)・食育推進プラン」において、「学校における食育事例集(仮称)」などの食育啓発冊子の作成を盛り込んだ。 (参考)平成 18 年度は「日本料理に学ぶ食育カリキュラム」実践事例集を作成し、各校に配付した。 「京都市版食に関する指導実践事例集」を作成し、教科における指導事例や地域との連携事例等を全校に配付した。	教育委員会 学校指導課 体育健康教育室
○		17 小・中学生の環境体験学習プログラム 小学生を対象とした、ごみの行方及びリサイクル製品等のパネルや分別種類ごとの資源回収ボックス等を使用した、ごみの分別、リサイクルの体験学習や、小・中学生を対象とした環境をテーマとする絵画コンクールを実施することで、小・中学生が、目に見える形でリデュース、リユース、リサイクルの 3R の意義や目的を意識できるよう、環境教育の充実を目的とした支援事業を行う。		[新設] モデル校 3 校の児童に対して、プラスチック製容器包装の分別に重点を置いたごみの分別の体験学習とリサイクルの過程、3R の意義などを説明した授業を行ったほか、環境絵画展を実施した。 環境絵画展には 357 枚の応募があり、12 月 2 日(日)開催の「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」会場で展示し、表彰を行った。	環境局 循環企画課

ウ 自主的な学習活動の支援 (該当項目なし)

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		2 「出前講座」の充実 (再掲)				参照 3 - (1) - ア - 5	

エ 地域社会等におけるリーダーの育成

	○		1 消費生活モニター制度の運営 (リーダー育成) 新たに、地域社会等における消費者リーダーの育成の視点から、消費生活モニターの見直しを行う。 (参考)消費生活モニターの「京：くらしのサポーター」養成講座受講者：8 名				モニターの活動内容の検討を行った。 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」の養成につなげることをねらいとして、活動内容に「目配り」、「気配り」によって地域の見守りを行い、消費生活相談を紹介する「くらしのみはりたい」活動を加えた。	文化市民局 市民総合相談課
	○		2 地域等で活動する団体等への学習活動の支援 市民生活センターにおいて、消費者の学習用としてビデオテープ・図書の貸出を行うとともに、消費者団体の会合や勉強会などの自主的な催しに対し研修室、会議室の無料貸出を行い、また、適宜、講師の紹介やグループの勉強会の企画についてのアドバイスを行っているが、団体等の学習活動の促進のため、支援策の一層の充実を図る。 また、消費生活に関する講座を団体等と共催することにより学習活動の支援を行う。				より利用しやすいものとなるよう、資料の整理を行うとともに、講座の共催方法について検討。 消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成講座を本市と京都市消費者団体懇談会との共催事業として実施した。 (全 8 回 平成 19 年 10 月～平成 20 年 3 月)	文化市民局 市民総合相談課
	○		3 消費生活に関するリーダー育成事業の実施 市民が消費者トラブルの被害者とならず、安心・安全な消費生活をおくるために必要な正しい知識と有効な情報の普及を目指し、各地域において、市民による普及啓発活動や近隣の高齢者等を見守る活動を促進させるため、その担い手たるリーダーの育成を検討する。				平成 19 年度実施に向けて検討。 地域での啓発活動を充実させ、悪質商法被害の未然防止を図るために、消費生活に関する啓発の中心を担う「京(みやこ)・くらしのサポーター」養成事業を平成 19 年 10 月から開始した。(養成講座申込数：50 人、うち修了者 24 人) (参考) 養成講座及び修了者のフォローアップ講座を開催予定	文化市民局 市民総合相談課

(3) 消費者の意見の反映

○	1 消費生活施策に関する申出制度の運営 京都市消費生活条例に基づく申出制度を実施する。			申出に関する要綱等を整備(平成 18 年 4 月) ・申出件数 0 件	文化市民局 市民総合相 談課
○	2 消費生活審議会の運営 消費生活審議会委員を選出するに当たり、様々な団体の中 から消費者の意見を述べたり、消費者の実情を把握している 団体を選出するとともに、市民公募委員を選出し、市民参加を 推進する。			委員数 20 人 学識 8 人 消費者団体 5 人 公募市民 2 人 高齢者福祉団体 1 人 事業者団体 4 人	文化市民局 市民総合相 談課
○	4 消費生活モニター制度の運営 (意見反映) 消費生活モニター制度を見直し、人数を倍増し、消費者の意 見の反映を図る視点から、意見聴取の機会の拡充を図る。			次のとおり、機会の拡充を図った。 (モニター人数) 42 人 80 人 (アンケート調査) 年間 5 回 年間 12 回 (参考) 登録者数 79 人、アンケート調査は年間 12 回実施。 テーマ:単位価格表示基準、地上デジタル放送、 ごみ減量の取組、食生活、悪質商法等	文化市民局 市民総合相 談課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 看 手 手 (推進中)	未 着 手		
	○		6 消費者・事業者・行政等の意見交換会の開催 消費生活施策について本市と意見交換し、また、消費者と事業者が意見交換できるよう、消費者団体、事業者団体との懇談会を定期的に開催する等の取組を推進する。				京都市消費生活関係機関等連絡調整合同会議の実施（11月2日開催） 参加団体数：消費者団体8、事業者団体8 *「消費者団体懇談会」「事業者団体懇談会」の合同会議として開催した。 ・京都市消費者団体懇談会を開催（5月30日開催） ・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日開催）	文化市民局 市民総合相談課
							京都市食品衛生監視指導計画に基づき、市民及び食品関係事業者に対して各種講習会を実施した。 ・消費者向け講習会 実施回数 129 回 受講者数 1,902 人 ・事業者向け講習会 実施回数 387 回 受講者数 10,892 人 ・消費者向け講習会 実施回数 72 回 受講者数 1,875 人 ・事業者向け講習会 実施回数 365 回 受講者数 11,375 人	保健福祉局 生活衛生課
	○		8 消費者意見の事業者への提供の推進 ・事業者団体懇談会等を活用し、消費者の意見を提供する。				・生命保険協会懇談会に出席（10月15日） ・損害保険協会との懇談会を開催（11月19日）	文化市民局 市民総合相談課

基本方針 5 豊かにくらすことができる環境の整備・創造 項目数22

(1) 食の安全の確保に向けた取組の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			1 食の安全に関するシンポジウム・講座等の開催 ・京(みやこ)・食の環境づくりフォーラム 2007(仮称)の開催 生涯にわたる健康で豊かな生活の実現を目指して、食育に関係する各機関・団体が結集し、市民に食育に関する情報を発信して食育への関心を喚起し、「食」に関して今一度見つめなおす「食」の再発見を市民運動として展開するきっかけ作りを行う。				【 新設】 11月3日にみやこめっせにおいて「京(みやこ)・食のフォーラム2007」を開催し、約 6,000 人の参加があった。 (終了)	保健福祉局 保健医療課
○			6 食育指針の策定 (再掲)				参照 4-(2)-イ-10	
○			7 食育事例集の作成 (再掲)				参照 4-(2)-イ-11	
○			9 地域における食育推進事業の実施 子どもが心身ともに健やかに育ち、生きる力や社会への適応力を培っていけるよう「食育」の取組みを行い、「食べる力」を育む地域を目指す。 ・ 区内の生徒・児童を対象に「食に関するアンケート」を実施する。 ・ 子どもたちから募集した献立を子ども自身で調理・試食する「子どもレストラン」や、地産地消の取組みとしての野菜の展示即売会、募集したイラストの展示等を行う「子どもレストラン & 食育フェスタ in 西京」を開催する。 ・ 食育に関する講演及びシンポジウムを開催する。				・ 「食に関するアンケート」の実施 区内の小学5年生、6年生及び中学2年生を対象に7月に実施し、4,204人から回答を得た。 ・ 「子どもレストラン & 食育フェスタ in 西京」の開催 11月25日、桂中学校にて開催した。 ・ 講演会・シンポジウムの開催 平成19年2月3日、エミナースにて開催した。 ・ 啓発冊子の発行 アンケートや子どもレストラン、シンポジウム等の結果を掲載した食育事業報告書を作成した。 (終了)	西京区役所 総務課
○			15 ウェストスリムクラブの実施 (再掲)				【 新設】 参照 4-(2)-イ-11	
○			16 食育推進コンテストの開催 (再掲)				【 新設】 参照 4-(2)-イ-12	

(2) 環境に配慮した活動の推進

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			1 環境に関するシンポジウム・講座等の開催 ・COP3開催10周年記念シンポジウム 平成19年12月に地球温暖化防止京都会議の開催10周年を迎えるに当たり、地球温暖化対策の取組状況と今後の方向性や展望を考えるシンポジウム等を府市協調で実施する。				【 新設】 シンポジウム、フォーラムを開催 「京都議定書シンポジウム」 平成 19 年 12 月 1 日(土)に国立京都国際会館で開催 参加者約 1,300 人 「脱温暖化フォーラム in 京都」 平成 19 年 11 月 23 日(祝)にKBSホールで開催 参加者 590 人 (終了)	総合企画局 地球温暖化 対策室
			・家庭ごみ有料化1年シンポジウム(仮称) 有料指定袋制実施後、1年間の取組経過やごみ減量効果等に関するプレゼンテーションのほか、「持続可能な循環型社会の構築」に関するパネルディスカッションなどを含むシンポジウムを 12月頃開催し、環境意識のさらなる高揚を図るとともに、ごみ減量の取組をより一層推進する。				【 新設】 「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」 平成 19 年 12 月 2 日(日) 京都市勧業館みやこめっせにて開催 来場者 約 1,300 人 (終了)	環境局 循環企画課
			6 太陽光発電システムの普及促進					
	○		・設置助成制度の拡充 家庭部門での太陽光エネルギーの活用を更に促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、住宅用太陽光発電システム設置助成制度を拡充する。				戸建て住宅向けに加え、平成 18 年度から、分譲共同住宅の共用部分への設置を助成対象に追加した。 ・助成件数 172 件 224 件 (参考) 平成 19 年度からは、分譲共同住宅(共用部分への電力供給)に対する助成金額を倍に増額した。	総合企画局 地球温暖化 対策室
	○		・設置助成制度の対象拡大(賃貸共同住宅) 太陽光発電システムの設置助成制度について、戸建て住宅、分譲共同住宅の共用部分に加え、賃貸共同住宅の共用部分への設置にも対象を拡大し、実施する。				【 新設】 19 年 6 月 1 日から申請受付開始 ・賃貸共同住宅の助成件数 2 件 助成制度全体の助成件数 191 件	総合企画局 地球温暖化 対策室

	○	7 リユースびん(リターナブルびん)*等の拠点回収の推進 繰り返し使用できるリユースびんを可能なかぎり再使用するた め,スーパーや小売店など市民が身近にリユースびんを持参で きよう回収拠点を増設する。 * リターナブルびん(生きびん)については,「リデュース,リユース,リサイクルの3R」等で用いられる,より一般的な用語として, リユースびんの呼称を用いて普及・啓発を図っており,本計画においても,その呼称に改める。			44 拠点 47 拠点 (参考) 79 拠点(内 25 拠点は協力酒販店)	環境局 まち美化推 進課
	○	8 使用済み天ぷら油の燃料化事業の推進 ・回収拠点の増設 京都市内の家庭から排出される廃食用油(使用済み天ぷら 油)は,京都市廃食用油燃料化施設において,環境に優し いバイオディーゼル燃料に再生し,ごみ収集車や市バスの 燃料として使用しているが,事業の推進を図るため,回収拠 点を増設する。			956 拠点 1,013 拠点	環境局 まち美化推 進課
	○	・市民回収に対する助成制度の創設 回収量の増大を図るため,助成金制度を新たに創設する ことにより,回収拠点を 1,200 拠点以上設置することを目標 に設定して事業を推進する。			【 新設】 助成金制度を9月1日に創設 回収拠点が 1,202 拠点到増加した。	環境局 まち美化推 進課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
	○		16 フリーマーケットの開催 ごみ減量,リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を増設する。				“いらなくなったらいる人へ”をテーマに京都市ごみ減量推進会議が,京都市役所前広場においてフリーマーケットを開催している。 開催回数 13回 13回 13回 (概ね月1回,日曜または祝日に開催) 平成 19 年 12 月 2 日(日)に京都市勧業館みやこめっせにて開催した「京(みやこ)のごみ減量宣言シンポジウム」でフリーマーケットを行った。 出店件数 60 件 (終了) 東山区民ふれあいひろばにおいてフリーマーケットコーナーを設けている。 出店件数 15 件 10 件 8 件 (6 月の日曜に開催) ふれあい“やましな”実行委員会主催の区民まつりにおいて,ごみ減量,リサイクルを目的に家庭で不用となったものを販売する場を提供する。 出店件数 40 件 40 件 40 件 (11 月 23 日(祝)に開催) 下京区基本計画推進事業「下京門前町ルネッサンス」における催しの1つとして,フリーマーケット(名称「下京門前市」)を実施している。 出店件数 76 件 71 件 雨天中止 (2 会場合計)(9 月の日曜に開催) 右京区体育振興会連合会主催のオリエンテーリング開催日に,嵯峨小学校においてフリーマーケットを実施している。 出店件数 50 件 50 件 50 件 (11 月 23 日(祝)に開催)	環境局 循環企画課 環境局 循環企画課 東山区役所 まちづくり推進課 山科区役所 まちづくり推進課 下京区役所 総務課 右京区役所 まちづくり推進課

○		18 京都発 CO2 マイナス10プロジェクトの推進 「始めよう！暮らしの中から脱温暖化」をテーマに次の事業を実施する。 1 京(きょう)からエコライフ宣言 家庭でできる温暖化防止の取組の実践を宣言していただく。また、宣言だけにとどまらず、環境家計簿の取組を周知するなど、宣言者が継続して地球温暖化対策に取り組める仕組づくりを行う。 2 CO2 排出量削減 10%モデル事業 モデル地域(3地域)において、省エネ講習会の実施や相談員の派遣、電気消費量が一目で分かる「省エネナビ」(導入予定台数1地域20台)の貸与等を実施する。 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 子ども向け環境家計簿「こどもエコライフチャレンジ」を用いて 11 小学校(3校)で、5年生児童を対象とした学習会を実施し、子どもを中心に家庭でエコライフに取り組む。		【新設】 1 京(きょう)からエコライフ宣言 19 年 10 月 1 日から宣言受付開始 41,855 世帯, 119,105 人が宣言した。 2 CO2 排出量削減 10%モデル事業 3 地域(北区大宮,山科区勧修,右京区御室), 46 世帯を対象に実施した。 3 こどもエコライフチャレンジ推進事業 市内 11 校で実施し,約 900 名が参加した。	総合企画局 地球温暖化 対策室
○		19 ごみ減量アドバイザーの設置 市民のごみ減量・リサイクルの取組を支援するため、まち美化事務所に相談窓口を設置し、地域における拠点回収やごみ減量の輪を広げ、地域の様々な取組を推進していく環境づくりを行うとともに、分別収集の拡大など新たな取組のPRや協力要請を行う。		【新設】 ごみ減量・リサイクル活動に実績のある、民間で活躍していた人材を「ごみ減量アドバイザー」として平成 19 年 6 月 1 日に採用し、各まち美化事務所に配置した。 市民の相談を受け付けるほか、各所管地域内で積極的に、ごみ減量推進事業、ごみ減量推進会議、各種拠点事業について広報、啓発を行う。	環境局 まち美化推 進課
○		20 区民提案型パートナーシップ事業(仮称)の推進 市民がごみ減量やまちの美化、脱温暖化等を目的とした身近な取組を推進するため、これらの取組に寄与する自治組織や市民団体等が実施する区役所と協働して実施する取組に対して助成を行う。		【新設】 「各区環境パートナーシップ事業」 区役所と市民活動団体が協働で行う取組に対して、全区・支所へ補助金を令達し、助成を行っている。区民ふれあいまつりにおける環境啓発活動や、不法投棄対策など幅広い取組に活用されている。	環境局 循環企画課

新規	充実	重点	取組内容	推進状況			説明	担当
				着 実 施 済 (完了)	着 手 中 (推進中)	未 着 手		
○			21 ごみ減量先進的取組支援 「脱温暖化社会」「循環型社会」の構築に向けた先進的な環境技術の開発や調査研究等の事業について、募集を行い、必要書類の提出後、学識経験者や市民団体等で構成する採択委員会等で選考を行い、助成事業を決定する。助成額は、1事業当たり500万円を上限とする。				【 新設】 「京(みやこ)の環境みらい創生事業」 11月に制度を立ち上げ、助成事業の募集を開始した。助成対象は、環境分野における 新技術・新製品の開発、 在来技術・在来製品の開発・改良、試作品の商品化に向けた開発としている。助成額は最高1千万円、助成期間は最長3年間。 全国から寄せられた 14 件の応募事業の審査を行い、環境に関する検定の企画やエネルギーロスを低減させる空調換気装置の開発など、計 4 件の応募事業を助成事業として採択した。	環境局 循環企画課

(3) 高度情報通信社会への対応

○		1 迅速な報道機関等への情報提供及びホームページによる情報発信の推進 (再掲)				参照 3 - (1) - ア - 2	
○		3 大学コンソーシアム京都、大学等への情報提供の実施(再掲)				参照 3 - (1) - イ - 2	

(4) 京都固有の生活文化に根ざした活動の推進

○		3 食育指針の策定 (再掲)				参照 4 - (2) - イ - 10	
○		4 食育事例集の作成 (再掲)				参照 4 - (2) - イ - 11	